

生徒心得

本校の教育目標にそって、校内外すべての生活において、高校生活としての良識に基づき自主的に清く正しく明朗に行動しよう。

1 礼儀

- (1) 来客、先生、知人に対しては、挨拶または会釈をし、生徒間においても挨拶を交わそう。
- (2) 言語動作は高校生としての品位を保つようにしよう。

2 服装全般について

- (1) 清潔・質素な服装であること。
- (2) 通学時は必ず制服を着用すること。

A 男子の制服

- (1) 指定のブレザー・スラックスを着用する。(夏生地スラックスは希望者のみ購入)
- (2) ワイシャツは白地のものを着用する。
- (3) ネクタイは1種類を指定する。
- (4) ソックスは華美でないものとする。

B 女子の制服

- (1) 指定のブレザー・ベスト・スカートを着用する。(夏生地スカートは希望者のみ購入。スカート丈は膝にかかる長さとする。)
- (2) ブラウスは白地のものを着用する。
- (3) ネクタイは1種類を指定する。
- (4) ソックス等(ハイソックス・ストッキング)は華美でないものとする。

C その他

- (1) ボタンは校章入りのものをつける。
- (2) 夏季略装に関して、ワイシャツ、ブラウスは半袖、白地のワンポイントポロシャツ、及びグレーの指定ポロシャツを認め、ブレザー、ネクタイは着用しなくても良い。また、女子はブラウス、白地のワンポイントポロシャツの上に指定ベストを着用すること。但し、指定ポロシャツについては、裾を入れないで良く、女子は指定ベストとの併用は不可。
- (3) 冬期間は指定Vネックセーターの着用を認める。その場合、女子は指定ベストを着用しなくても良い。

3 頭髪

- (1) 清潔で高校生らしい頭髪であること。
- (2) パーマ、染髪等の華美な髪型を禁ずる。

4 諸願・諸届

- (1) 下記事項については願いを提出し、許可を受けなければならない。
 - ・休日等に校舎を使用する場合→校舎使用願
 - ・やむを得ない理由で制服を着用できない時→異装届
- (2) 下記事項については、保護者の承諾を得て、願いを提出し許可を受けなければならない。
 - ・登山、キャンプ等の野外活動
 - ・旅行(国外旅行、7日を超える欠席を伴う場合、計画書をそえること)
 - ・車両の免許を取得
 - ・アルバイト
 - ・下宿
- (3) 下記事項については届けを提出しなければならない。
 - ・欠席、遅刻、早退、欠課、忌引
 - ・欠席の場合・・・保護者より直接担任または副担任に始業前に電話連絡すること。
(病気欠席1週間以上の場合は医師の診断書を添付し担任に届けること)

- ・遅刻の場合・・・職員室に行き入室許可書に理由を書き、担任またはその他の先生の確認印を受け、直ちに静かに教室に入り、その時間の教科担当教師に提出すること。
- ・早退の場合・・・あらかじめ担任の許可を受け、早退許可証の交付を願い出る。また、教科担任にも申し出るようにする。後日、早退許可証に保護者の承認印を押し、担任に提出すること。
- ・忌引きの場合・・・保護者より直接担任または副担任に始業前に電話連絡すること。あらかじめわかっている場合は前日に連絡すること。

5 校内生活について

- (1) 学校に不要な物を持ち込まないこと。
- (2) 授業開始のチャイムで着席し、授業の準備をし、静かに先生の入室を待つこと。
- (3) 土足をしないこと。玄関のカーペットの上では、上靴・外靴ともに履いてはいけない。
- (4) 下校時間までは学校敷地外に出ることは禁止する。外出する場合は担任に申し出て許可を得て、特別外出許可証を持参し、帰校後直ちに返すこと。

6 校外生活について

- (1) 東川高生としての誇りを持って行動し、生徒として好ましくない行動は避けること。
- (2) パチンコ店、酒類を供する飲食店、その他高校生として好ましくない場所への出入りは厳重に禁止する。
- (3) 夜間外出については、午後10時まで帰宅すること。
- (4) 友人宅での外泊は禁止する。

7 次の行為を禁止する。

- (1) 飲酒、喫煙
- (2) 金銭強要（たかり・許可を受けていない募金行為等）
- (3) 試験での不正行為（カンニング）及び疑わしき行為
- (4) 暴力・いじめ行為
- (5) 公共物破損
- (6) その他、校則・法律に触れる行為

8 通学について

- (1) 交通ルールを良く守り、交通事故に十分気をつけること。
- (2) バスの乗車マナーを守り、他の乗客に迷惑をかけないこと。
- (3) 自転車により通学しようとする者は、担任を通じて所定の「自転車通学届」を学校に提出しなければならない。事故には特に気をつけること。

9 アルバイト

- (1) アルバイトは保護者とよく相談し、担任を通じて所定の「アルバイト許可願・誓約書」「アルバイト届」を学校に提出する。
- (2) 帰宅時間午後10時を守ること。
- (3) 危険な仕事、酒類を供する店でのアルバイトは認めない。
- (4) 成績不振者のアルバイトは認めない。
- (5) 考査1週間前から考査終了までのアルバイトは認めない。

付則

本生徒心得については、生徒・保護者の意見を踏まえ、実情に合わせて適宜見直すこととする。